

図表 17 「民間教育保育等事業を行っていることを証する資料」の添付資料

| 対象事業（法第2条第5項各号） | 添付資料等 |
|--|--|
| 専修学校（一般課程）・各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立：なし ・ 私立：認可通知書の写し |
| 高等課程類似教育事業 | なし |
| 民間教育事業 | |
| ① 児童等に対して技芸又は知識の教授を行う事業であること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する民間教育事業について、児童等に対してサービスを提供していることが分かる資料（ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等） ・ 申請する民間教育事業について、申請時点でのサービスを受けている児童等の人数（新規の場合は、1年以内の受入れ予定数） |
| ② 当該技芸又は知識を習得するための標準的な修業期間が、6月以上であること | 申請する民間教育事業について、事業の実施頻度・期間が分かる資料（標準カリキュラム、事業計画、ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等） |
| ③ 児童等に対して対面による指導を行うものであること | なし |
| ④ 当該事業を営む者の事業所その他の当該事業を営む者が当該事業を行うために用意する場所において指導を行うものであること | 事業の実施場所が分かる資料（ウェブサイトのURL、パンフレット等の写し等） |
| ⑤ 当該事業において当該技芸又は知識の教授を行う者の人数が3人以上であること | <p>3人分の主な技芸又は知識の教授を行う者の氏名、住所、生年月日、職名等の情報</p> <p>※ 「主な教育保育等従事者」とは、対象業務について最も従事頻度が高いなど、当該民間教育保育等事業の運営に中心に関わっている者を指す。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害児通所支援事業以外の児童発達支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業又は保育所等訪問支援事業） ・ 児童自立生活援助事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 一時預かり事業 ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） ・ 病児保育事業 ・ 意見表明等支援事業 ・ 妊産婦等生活援助事業 ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 認可外保育事業 | <p>事業開始届出書の写し</p> <p>※ 該当する書類がない場合、滅失した場合等には、次のような添付資料とすることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体ウェブサイトのURL及び掲載画面の写し ・ 「ここ de サーチ」上の掲載画面の写し（認可外保育施設）等 |
| 放課後児童健全育成事業に類する事業（例：放課後子供教室、地域未来塾） | 申請者と地方公共団体との間で締結した当該事業に係る委託契約書の写し又はこれに準ずるもの |
| 指定障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援） | 制度上障害児に対するものと特定を受けたことを証する書類 |